



和気労働基準監督署からのお知らせ（令和5年仲秋号）

～人材確保、定着率UPのためにも、働きやすい職場、働きがいのある職場づくりを～
～注意 労働災害増加中 誰もが健康で安心・安全に働くことができる職場づくりを～

1 働きやすい職場、働きがいのある職場づくり

(1) 和気署管内の相談状況から見える問題点とその改善に向けて

人手不足で労働者に負担・負荷をかけていませんか？
職場環境が悪化すると離職率の上昇につながります。
今一度、職場環境をチェックし、参考情報等を参照に環境整備をお願いします。

☑ 管内の相談状況

「**年次有給休暇**」「**いじめ・嫌がらせ**」「**定期賃金不払い**」が多くなっています。

☑ 問題点とその改善に向けた参考情報のご案内

「年次有給休暇」(令和4年相談件数 76件)

- 取得したいが管理職が威圧的な態度をとるのでとりづらい
- 昨年発生分を使おうとしたら「使えない」と言われた
- 「自分でかわりに出てくれる人を見つけてきて」と言われた

それぞれの事情に適應するよう、計画的付与、時間単位付与の活用もご検討を

【参考情報】厚生労働省 年次有給休暇取得促進特設サイト

- 年次有給休暇の制度内容や年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するために役立つ情報を提供しています。

年次有給休暇取得促進特設サイト

検索



「いじめ・嫌がらせ」(令和4年相談件数 68件)

- 社長や役員に挨拶しても無視される
- 同僚からの嫌がらせを上司に相談しても対応してくれない
- 自分にだけ連絡がこない
- 配置換えされて、席に座っているだけで担当業務がない。

相談窓口等の体制整備、管理者教育・社員教育等はできていますか？

【参考情報】厚生労働省ポータルサイト あかるい職場応援団

- 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ)、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報を提供しています。

あかるい職場応援団

検索



「定期賃金不払い」(令和4年相談件数 48件)

- 労働時間として取り扱うべき時間を算定していない
- 休憩が取れていないのにその分の賃金が払われていない
- 仕事ぶりが悪いと勝手に賃金額が引き下げられた

まずは約束の労働条件と勤務実態が合致しているか確認を

【参考情報】厚生労働省 労働条件に関する総合サイト 確かめよう労働条件

- 労働基準関係法令の紹介や、労働条件の悩みの解消や労務管理の改善に役立つ情報を提供しています。

確かめよう労働条件

検索



(2) 最低賃金の改定のお知らせ

成長と分配の好循環に向けて賃金引き上げのご検討をお願いします。

最低賃金は毎年10月に改正されます。

岡山県最低賃金は令和5年10月1日より時間額932円です。特定最低賃金(岡山県内)は下記ホームページにて情報が随時更新されますのでご確認をお願いします。

【参考情報】岡山労働局ホームページ 岡山県の最低賃金のお知らせ

- 最低賃金額、中小企業支援策、最低賃金額引き上げなどの相談窓口等の情報を提供しています。

岡山県の最低賃金のお知らせ

検索



(3) 業務改善助成金の拡充のお知らせ

令和5年8月31日に業務改善助成金が拡充されました。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【参考情報】厚生労働省ホームページ 業務改善助成金

○最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや助成金活用事例などの情報を提供しています。

業務改善助成金

検索



(4) 令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

労働契約に係るトラブル防止の為、令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます。

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

| 明示のタイミング | 新しく追加される明示事項 |
|--|---|
| 全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時 | 1. 就業場所・業務の変更の範囲 |
| 有期労働契約の 締結時と更新時 | 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。 |
| 無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時 | 3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。 |

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【参考情報】厚生労働省ホームページ 令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

検索



(5) 2024年問題へのご協力をお願いします

令和6年4月1日から、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります。長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

その実現の為に、著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える、長時間の荷待ち時間が発生しないよう調整する等のご協力をお願いします。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【参考情報】厚生労働省 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススム

はたらきかたススム

検索

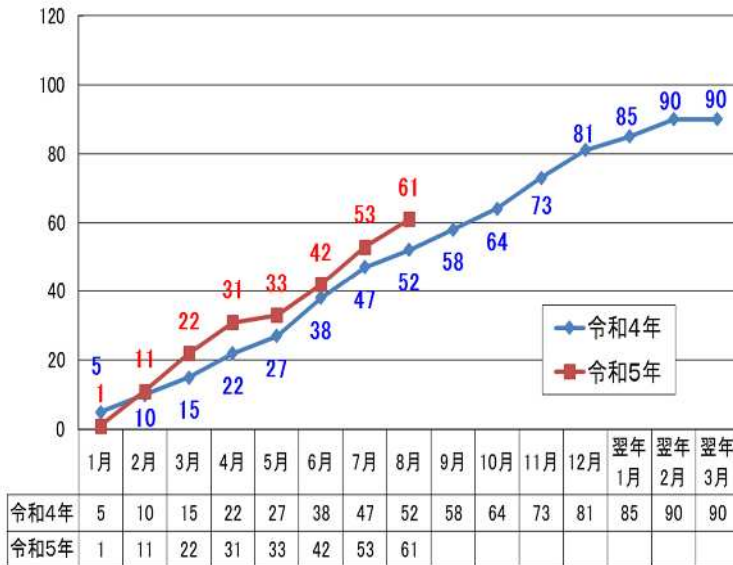


2 誰もが健康で安心・安全に働くことができる職場づくり

(1) 注意 労働災害増加中

和気署管内では、休業4日以上の労働災害が増加中です。
 近年増加傾向の転倒、動作の反動・無理な動作は全件数の4割を占めていて、発生業種も製造業等の工業的業種だけでなく、接客娯楽業、保健衛生業等、様々な業種にて発生中です。
 はしごや脚立、フレコン等の荷、トラックの荷台、機械設備からも墜落・転落しています。
 機械稼働中に手を入れて、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害が発生しています。
 休業災害で人手不足になると焦りや心身の疲労から新たな災害の発生リスクが高まります。
 担当者だけでなく、経営トップ、労働者も参加して、安全衛生管理状況を確認しましょう。

和気署管内 休業4日以上災害(コロナ除く) 発生状況【8月末時点】



☑ 昨年同時期より災害発生件数が増加

☑ 事故の型別の件数(全体に占める%)

| | | |
|-------------|-----|---------|
| 転倒 | 17件 | (27.9%) |
| 墜落・転落 | 14件 | (23.0%) |
| 動作の反動・無理な動作 | 10件 | (16.4%) |
| はさまれ・巻き込まれ | 5件 | (8.2%) |
| 切れ・こすれ | 4件 | (6.6%) |
| 交通事故 | 4件 | (6.6%) |
| 飛来・落下 | 3件 | (4.9%) |

☑ 業種別では、接客娯楽業(6件増)、化学工業(4件増)、食料品製造業、土木工事業(各々3件増)、木建工事業、道路貨物運送業(各々2件増)等で増加傾向

(2) パート・アルバイトの労働者にも安全衛生教育は必要です。

転倒、腰痛予防教育もお願いします。

労働災害防止には安全や衛生の基礎知識を身につけてから作業することが大変重要です。
 労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条により、事業者は労働者(常時、臨時、日雇等雇用形態を問いません)を雇い入れたとき、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う必要がありますが、時折、パートタイマー・アルバイトなど短時間労働者に対して教育を実施していない事業場が見受けられます。法令に定める事項を対象労働者に対して確実に実施してください。

注意 教育義務が拡大します

第3次産業の皆さんはご注意を

安衛法第59条第1項・第2項の雇入れ時等の教育について、非工業的業種のような特定の業種(令第2条第3号に掲げる業種)では、下記の教育項目の内、1~4の省略が認められていましたが、令和4年厚生労働省令の改正により、令和6年4月1日以降は、この省略規定が廃止され、全ての項目について教育が必要となります。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3 作業手順に関する事。
- 4 作業開始時の点検に関する事。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

(3) 誰もが健康で安心・安全に働くことができる職場づくりに取り組みましょう

労働衛生にかかる課題はいろいろあります。和気署管内でも、長時間労働やハラスメントなどによるメンタル不調の相談が寄せられています。転倒、腰痛などによる休業災害も増加傾向です。

また、東備地域でも、少子高齢化、人手不足が喫緊の課題となっておりますが、人材確保の観点からも、高年齢者などに配慮した、誰もが安心して働ける職場づくりも重要となってきます。

10月1日から7日までの1週間は、「全国労働衛生週間」です。労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に実施されます。

労働衛生週間を機会に、労働衛生活動の重要性を職場の全員で再認識していただき、より一層の活動の促進をお願いします。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【参考情報】厚生労働省ホームページ
「令和5年度「全国労働衛生週間」を10月に実施」へ

全国労働衛生週間

検索



(4) トラック荷台等からの墜落・転落にご注意を

～トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。～

トラック輸送は、道路貨物運送業者を中心に製造や建設、第三次産業などの事業者でも広く行われておりますが、これに伴う荷役作業において労働災害が多発しています。

その中でもトラック荷台等からの墜落・転落は重篤な災害に至るケースが多く、全国では毎年約15人の方が命を落としています。

このような状況を踏まえ、トラックでの荷役作業時における安全対策の強化を目的に、令和5年10月1日より労働安全衛生規則が一部改正され、順次施行されます。

【改正内容】

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまでは最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象でしたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。【令和5年10月1日施行】

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。【令和6年2月1日施行】

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

【令和5年10月1日施行】

今回改正は、規模や業種に関係なく、労働者にトラックでの荷役作業を行わせている事業者全てが対象になりますのでご注意ください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

本改正に伴い、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」も改正されています。

【参考情報】

岡山労働局ホームページ [トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます](#)

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます

検索



【労働基準監督署 Web 講習会シリーズ】トラック荷台等からの墜落・転落にご注意を！

～トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます～

いつでも改正内容等をご確認いただけるように説明動画をご用意しました。

労働基準監督署 Web 講習会シリーズ [トラック荷台等からの墜落・転落にご注意を](#)

検索

